

平成29年(ネ)第5065号各横田基地飛行差止等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所立川支部平成25年(ワ)第658号，同第1757号）

一審原告 大野芳一ほか1070名（提訴後死亡し，訴訟承継したことにより増えた人数を含まず，訴えの全部取下げにより終了した分を反映した数。）

一審被告 国

担当裁判官 中西茂（裁判長裁判官），野原利幸，金澤秀樹

判 決 要 旨

原審原告の中には，控訴人兼被控訴人の立場にある者と控訴人の立場にのみある者がいるが，いずれも一審原告と呼称し（当審係属中の訴訟承継により控訴人兼被控訴人となった者も一審原告と呼称する。），これに対応して被控訴人兼控訴人の立場にある国についても，一審被告と呼称する。

第1 主文

別紙のとおり。

第2 事案の概要

本件は，横田飛行場の周辺に居住し，又は居住していた住民である一審原告らが，横田飛行場を航行する航空機の発する騒音を中心とする侵害により身体的被害，睡眠妨害，日常生活妨害や精神的・情緒的被害等を受けているとして，アメリカ合衆国に対して横田飛行場を提供している一審被告に対し，うち11名の原告（以下「差止一審原告」という。）において，毎日午後7時から翌日午前7時までの間の自衛隊機及び米軍の航空機の離着陸及びエンジンの作動の禁止を求める差止請求をし，一審原告らにおいて，本件訴訟提起の3年前から差止対象行為がなくなり65dBを超える航空機騒音が一審原告らに到達しなくなるまでの間につき，一審原告1名につき1か月当たり慰謝料2万円と弁護士費用2000円の合計2万2000円の割合による損害賠償等を請求した事案である。

原判決は，①原告番号883の一審原告の訴えは，訴訟委任に基づかない瑕疵

があるとしてその訴え及びこれに係る訴訟承継の申立てを却下し、②差止請求に関しては、自衛隊機に係る訴えを却下し、米軍機に係る請求を棄却し、訴え提起後死亡した一審原告については、死亡により差止請求訴訟が終了したとして訴訟終了宣言をし、③損害の賠償請求に関しては、平成29年3月2日（原審口頭弁論終結の日の翌日）以降に生ずる将来の賠償請求に係る部分を不適法として却下する一方、同月2日（原審口頭弁論終結の日）までに生じた過去の賠償請求（承継人については被承継人が死亡した日までに限る。）については、横田飛行場についての、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律による現行の第1種又は第2種の指定する告示（以下「告示コンター」という。）によって区分されるW値ごとに、1か月当たり、75Wの地域に居住している一審原告について4000円、80Wの地域に居住している一審原告について8000円、85Wの地域に居住している一審原告について1万2000円の割合による慰謝料（ただし、住宅防音工事の助成を受けた一審原告及びその同居者である一審原告について、一律10%の割合で減額する）とその10%に当たる弁護士費用の支払を求め限度で認容し、75W以上の地域に居住している一審原告のその余の請求及び上記区域外に居住している一審原告の請求を棄却した。なお、フィリピン国籍の一審原告（原告番号25）の請求は、国家賠償法6条所定の相互保証の要件を欠くとしてその請求を棄却した。

一審原告ら及び一審被告は、それぞれ敗訴部分を不服として控訴し（ただし、一審係属中に当初一審原告（被承継人）が死亡しその相続人（承継人）が訴訟を承継した一審原告らについては、損害賠償請求の終期を被承継人の死亡日までとし、提訴後死亡した一審原告の差止請求についての訴訟終了宣言判決については控訴していない。）、一審原告らは、当審において、訴えの追加的予備的変更として、損害賠償請求の終期を、現行の告示コンターを変更する旨の告示又は一審原告各自につき、当審口頭弁論終結時の居住地からの転居のうちのいずれかの事由が発生した日までとする請求を予備的に追加した。

第3 当裁判所の判断

1 差止請求について

(1) 自衛隊機に関する離着陸等の差止請求

差止一審原告らの、私法上の権利に基づく、一審被告に対する、横田飛行場における一定の時間帯における自衛隊機の離着陸等の差止めを求める請求に係る訴えは、民事訴訟としては不適法であるので却下する（原判決の判断を維持）。

(2) 米軍機に関する離着陸等の差止請求

差止一審原告らの、人格権その他の私法上の権利に基づく、一審被告に対する、夜間の一定の時間帯につき、横田飛行場における米軍機の離着陸等の差止めを求める請求は、一審被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、理由がない（原判決の判断を維持）。

2 損害賠償請求について

(1) 口頭弁論終結日までの過去の損害賠償請求

ア 一審原告らの被害

本件請求の対象となっている平成22年3月以降の期間において、告示コンターによる75W以上の地域においては、当該W値に照応する航空機騒音が発生していると認められる。航空機事故や航空機からの落下物に対する危険から不安・恐怖を覚えていることは認められるが、航空機騒音に伴う心理的・情緒的被害の一要素としてとらえることはできるものの、これも独立した侵害として認めることはできない。また、一審原告らが主張する低周波音等の侵害については、環境相が評価指標として定める参照値を超える低周波音が発生している事実は認められるが、参照値を超えることによって生じる影響が直ちに明らかになるものではないことや、一審原告らが訴える症状が低周波音によるものであるとは認定することができないことからすれば、航空機騒音とは別の侵害として把握しなければならないとまでは認められな

い。

その結果、告示コンターによる75W以上の地域に居住する一審原告らは、各種の日常生活の妨害及び不快感、不安感等の心理的・精神的苦痛という心理的・情緒的被害が発生していると認めることができる。他方、航空機騒音によって高血圧・虚血性疾患などの心循環器系疾患その他の身体的被害が発生していると認めるに足る証拠はないが、一審原告らが騒音に曝露されることによってこれらを発症するのではないかという不安感を心理的・情緒的損害の一環として評価する限度においては被害として認めることができる。

横田飛行場における米軍機等の航行は、我が国の基本的な存立と安全を確保するための活動として公共性が認められるものの、これをもって一審原告らの損害賠償請求権を否定することはできないし、一審原告らが、上記のような横田基地周辺の状況を知りながら居住を始めたとは認められないか、知っていたとしても、なお指定区域内に居住せざるを得なかった事情があるものとうかがわれるから、自ら危険に接近したものとして、損害賠償請求権を否定し、又は減額することはできない。

イ 一審被告の賠償義務

請求対象期間内に75W以上の地域に居住する一審原告らは、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利ないし法律上の利益の侵害を受けているということができ、これによる被害は民事特別法2条にいう工作物の設置又は管理の瑕疵による損害に当たるから、一審被告には慰謝料を支払う義務がある。

他方、告示コンター外に居住したことしかない5名の一審原告らについては、平均的、総体的な騒音曝露状況が明らかでなく、受忍限度を超えていると認められないから、慰謝料を認めることはできない。

(以上、原判決の判断維持)

ウ 民事特別法の準用する国家賠償法6条の相互保証について

国賠法6条の相互保証について、フィリピンの法制度では相互の保証はないものと認められ、フィリピン国籍の1名の原告の請求は理由がない。(原判決の判断維持)

エ 原審で委任状に不備があり、訴訟委任に基づかない瑕疵があるとしてその訴え及びこれに係る訴訟承継の申立てを却下した一審原告に係わる請求については、その相続人(被承継人)による追認を認め、原判決のうち、訴えを却下した部分を取り消す。

オ 損害賠償額

(ア) 慰謝料額

1か月当たりの慰謝料額を、75Wの地域について4000円、80Wの地域について8000円、85Wの地域について1万2000円の範囲で認める。また、住宅防音工事が実施されている住宅に居住する一審原告については、防音工事を実施した居室の数や工事の種別に関わりなく、最初の防音工事の実施後からの慰謝料の額を一律に10パーセント減額する。(原判決の判断維持)

(イ) 弁護士費用

弁護士費用は、各1か月の慰謝料額の10パーセントの割合に当たる金額を侵害行為と相当因果関係のある損害と認める。(原判決の判断維持)

(2) 口頭弁論終結日の翌日以降の将来の損害賠償請求(予備的請求についての判断を含む。)

横田飛行場が昭和20年以降、70年以上の長期にわたって米軍によって管理、使用され、この間、航空機の離着陸等による使用がなかった期間はなく、使用形態にも大きな変化はないことに加え、現在の我が国とアメリカ合衆国との関係や、安全保障を含む国際情勢や国内の情勢等にかんがみると、比較的短期間のうちに、横田飛行場の使用状況が大きく変化することは想定しにくく、一審原告らが受ける被害の実態も、一審原告らが死亡したり、転居をしたりし

た場合を除けば、変化する可能性は考えにくい。もっとも、主として米軍が利用する施設である横田飛行場の騒音の状況はその時々予測し難い内外の情勢等に応じて常に変動する可能性があり、過去の事情によって、将来にわたって同様の航空交通量があることを確定できるものではないことも否定できない。したがって、たとえ一定の期間を区切って過去の事情に基づき上記航空機の騒音等に係る損害賠償請求権の将来分の成否及びその額をあらかじめ決めるとしても、その期間は極めて短いものに限定せざるを得ない。そうすると、仮に極めて短期間に限って将来分の損害賠償請求を認めたとしても、一審原告らは、その後も損害が継続する場合には、改めて損害賠償請求訴訟を提起するほかない。他方で、仮に極めて短期間に限定して認めても、その間に一審原告らが死亡又は転居する可能性が一定程度は存在するから、そのような場合に、一審被告に請求異議訴訟を提起することを要求するのは、一審被告にとって負担が大きく、また、給付請求の本来の在り方に大きな例外を認めることになる。こうした点を考慮すると、極めて短期間に限定して将来の損害賠償請求を認める必要性や合理性があるとはいえず、これを認めることは相当といえない。

また、一審原告らは、将来の事情変動は、判決の認めるW値で示される騒音地域に変更が生じるか、一審原告が判決の認めるW値で示される騒音地域から退去するくらいのものであり、別段それ以外の浮動的要素などは存在しないから、これらは明確に予測し得るものであり、これらの事情が生じるまでであれば、口頭弁論終結時以降であっても損害賠償は認められるべきであると主張し、具体的には、告示コンターの変更が行われた場合か、一審原告らがそれぞれ口頭弁論終結時の居住地から転居した場合に該当しない限り、将来の損害賠償請求を認めるべきであるとする。

横田飛行場の周辺住民は、昭和51年から横田飛行場に離着陸する航空機による騒音等の被害を受けているとして、繰り返し損害賠償等を求める訴えを提起し、この間、その金額は別として損害賠償請求が認容されてきたとの経過が

ある。横田飛行場に関わる騒音被害訴訟に限らず、その他の空港施設に関わる騒音被害訴訟において、一審被告が作成するコンター図に基づいて被害が認定され、賠償が認められていることは当裁判所にも顕著であり、当裁判所も前示判断のとおり告示コンターに基づいて賠償額を認定するものである。

しかし、将来にわたって同様の航空交通量があることを確定できるものではないことは否定できないのであって、告示コンターが変更又は転居がない限り、どのように長期間に及んでも将来請求を認めるというのは相当でない。また、予備的請求のような将来請求を認容した場合には、一審被告が債務を免れるためには、一審被告に対して請求異議訴訟を提起し、告示コンターの変更が行われたことや、一審原告が転居したことを立証させることになり、これらは債務者に格別の負担を求めるものといえるから、一審原告らの主張は採用できない。

(3) 合計額

認容額の合計は、遅延損害金を除く元金額の概算で、約7億6875万円となる。(原判決以降発生した、原審の口頭弁論終結日の翌日から控訴審における口頭弁論終結日までの損害が加算された。)

以上

(別 紙)

主 文

- 1 原告番号 881-1, 881-2, 881-3 及び 883-2 の各一審原告の控訴に基づき, 原判決中原告番号 883 の一審原告の訴えを却下した部分(主文第 1 項)を取り消す。
- 2 原判決中, 原告番号 1, 76, 101, 102, 391, 598, 699, 789 及び 835 の各一審原告の横田飛行場における自衛隊の使用する航空機の離着陸及びエンジンの作動の差止めの請求及びアメリカ合衆国軍隊の使用する航空機の離着陸及びエンジンの作動の差止めの請求に係る部分(主文第 3, 4 項)についての同各一審原告の控訴をいずれも棄却する。
- 3 原告番号 881-1, 881-2 及び 881-3 の各一審原告の被承継人(控訴提起時の控訴人)清水幸一の横田飛行場における自衛隊の使用する航空機の離着陸及びエンジンの作動の差止めの請求及びアメリカ合衆国軍隊の使用する航空機の離着陸及びエンジンの作動の差止めの請求は, 平成 30 年 8 月 6 日の同被承継人の死亡により終了した。
- 4 別紙 3-1 及び同 3-2 記載の一審原告ら(同 3-3 及び 3-4 記載の訴訟承継人も含む。)及び一審被告の各控訴に基づき, 原判決中, 損害の賠償請求に係る部分(主文第 2, 6 ないし 8 項)を次の第 5 項ないし第 7 項のとおり変更する。
- 5 一審原告らの各訴えのうち, 平成 31 年 2 月 1 日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る部分を却下する。
- 6 一審被告は, 次の各一審原告(訴訟承継人も含む。)に対し, 次の各金員を支払え。
 - (1) 別紙 3-1 認容額一覧表 1 の「氏名」欄記載の各一審原告(ただし, 同欄に「(被承継人)」と併記された者を除く。)に対し, 対応する同表の「元金合計」欄記載の金員及びうち「提訴前合計」欄記載の金員に対する平成 2

5年4月27日から、「H25. 3. 27～H25. 4. 26」欄から「H30. 12. 27～H31. 1. 31」欄までの各欄記載の金員に対する各期間の最終日の翌月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員

(2) 別紙3-3承継人認容額一覧表1の「承継人」欄記載の各一審原告（訴訟承継人。ただし、同欄に「（被承継人）」と併記された者を除く。）に対し、対応する同表の「元金合計」欄記載の金員及びうち「提訴前合計」欄記載の金員に対する平成25年4月27日から、「H25. 3. 27～H25. 4. 26」欄から「H30. 9. 27～H30. 10. 26」欄までの各欄記載の金員に対する各期間の最終日の翌月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員

(3) 別紙3-2認容額一覧表2の「氏名」欄記載の各一審原告（ただし、同欄に「（被承継人）」と併記された者を除く。）に対し、対応する同表の「元金合計」欄記載の金員及びうち「提訴前合計」欄記載の金員に対する平成25年8月10日から、「H25. 8. 1～H25. 8. 31」欄から「H31. 1. 1～H31. 1. 31」欄までの各欄記載の金員に対する各期間の最終日の翌月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員

(4) 別紙3-4承継人認容額一覧表2の「承継人」欄記載の各一審原告に対し、対応する同表の「元金合計」欄記載の金員及びうち「提訴前合計」欄記載の金員に対する平成25年8月10日から、「H25. 8. 1～H25. 8. 31」欄から「H29. 4. 1～H29. 4. 30」欄までの各欄記載の金員に対する各期間の最終日の翌月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員

7 一審原告ら（訴訟承継人も含む。）のその余の請求をいずれも棄却する。

8 原告番号25, 323, 713, 801, 816, 817の一審原告らの各控訴をいずれも棄却する。

9 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、原告番号25, 323, 713, 801,

816, 817の各一審原告について生じた控訴費用は同一審原告らの負担とし、原告番号1, 76, 101, 102, 391, 598, 699, 789, 835, 865-1, 865-2, 881-1, 881-2, 881-3の各一審原告について生じた費用は4分し、その3を同一審原告らの、その余を一審被告の負担とし、その余の一審原告ら（訴訟承継人を含む。）について生じた費用は2分し、その1を同一審原告ら（同）の、その余を一審被告の負担とし、一審被告について生じた費用は2分し、その1を一審原告ら（同）の、その余を一審被告の負担とする。

10. この判決は、第6項(1)ないし(4)に限り、一審被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、一審被告が一審原告らに対し、別紙3-1認容額一覧表1, 同3-2認容額一覧表2, 同3-3承継人認容額一覧表1及び同3-4承継人認容額一覧表2の各一審原告に対する「担保額」欄記載の各金員の担保を提供するときは、担保を提供した一審原告との関係でその執行を免れることができる。

以 上